

Ⅱ

中核機関の役割

本「手引き」では、中核機関に求められる役割として以下の3つを位置付けています。

ア：地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」

イ：地域における「協議会」を運営する「事務局機能」

ウ：地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

（※「3つの検討・専門的判断」とは、支援過程において重要な判断を要する「支援方針」、「候補者推薦」、「モニタリング・バックアップ」について検討・判断し、個別のチームを支援する仕組みを指します。詳細は本章をご参照ください）

本章では「中核機関の役割」を明らかにするとともに、中核機関を設置・運営し、権利擁護支援の地域連携ネットワークが動き出すことで、「期待される効果」を示します。

なお、中核機関等の立ち上げ・整備に向けて、体制整備の流れ（フロー）及び具体的な体制整備の方策等については、「**Ⅲ 中核機関等の整備に向けた取組**」で詳述しています。

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の役割

(1) 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割

～「チーム」、「中核機関（3つの検討・専門的判断）」、「協議会」～

国基本計画では、「地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性」にて、中核機関の役割と地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等が以下のように述べられています。

3(2)③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

- 各地域において、上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられる。
- 中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待される。

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮すべきである。

なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。(以下略)

(国基本計画 P11 より抜粋)

まずは、地域において連携を推進する地域連携ネットワークの基本的仕組みと中核機関の役割について、概念の整理を行います。

国基本計画によれば、地域連携ネットワークは、本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」等という2つの基本的仕組みを有するものとされ、こうした地域連携ネットワークを整備し適切に協議会等を運営していくためには、「中核機関」が必要であるとされています(国基本計画 P10-11)。

本手引きでは、これら「チーム」「中核機関」「協議会」の関係について、以下の通り整理します。

※なお、それぞれの用語について、国基本計画における記述ぶり等については巻頭の用語解説を、より具体的な説明については第三章(p.52～54)をご参照ください。

○チーム

本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み。基本的には、日常生活圏域(場合によっては自治体圏域)で完結する場合が多いと思われます。

○中核機関

本手引きでは、国基本計画で提示されている中核機関の様々な役割について、

ア. 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」

イ. 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」

ウ. 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

という3つに集約・整理します。

ア. 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向け、各地域において様々な関係者の参加のもと、全体構想（基本構想）について協議し、描いていく必要性については、第Ⅰ章にて述べたとおりです。中核機関は、全体構想の設計と実現に向け、工程を組んで進捗管理を行う、支援の各過程や協議時に関係者のコーディネートを行う等、いわば地域連携ネットワークを整備し、適切に運営していくための「司令塔機能」を有していると考えられます。

イ. 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」

国基本計画では、地域連携ネットワークの基本的仕組みとして、各地域において各種専門職団体・関係機関が参加し、協力・連携強化を協議する「協議会」等（※説明は後述）の体制をつくり、地域課題の検討・調整・解決などを行うことが必要とされています。この「協議会」等に自治体、専門職団体、家庭裁判所、関係機関が関わり、適切に運営していくためには、事務局の機能が重要であり、地域連携ネットワークの中核となる機関としての中核機関が、協議会の事務局機能を担うことが適切と考えられます。

ウ. 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

中核機関が進行管理する「3つの検討・専門的判断」とは、

①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断

②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断

③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

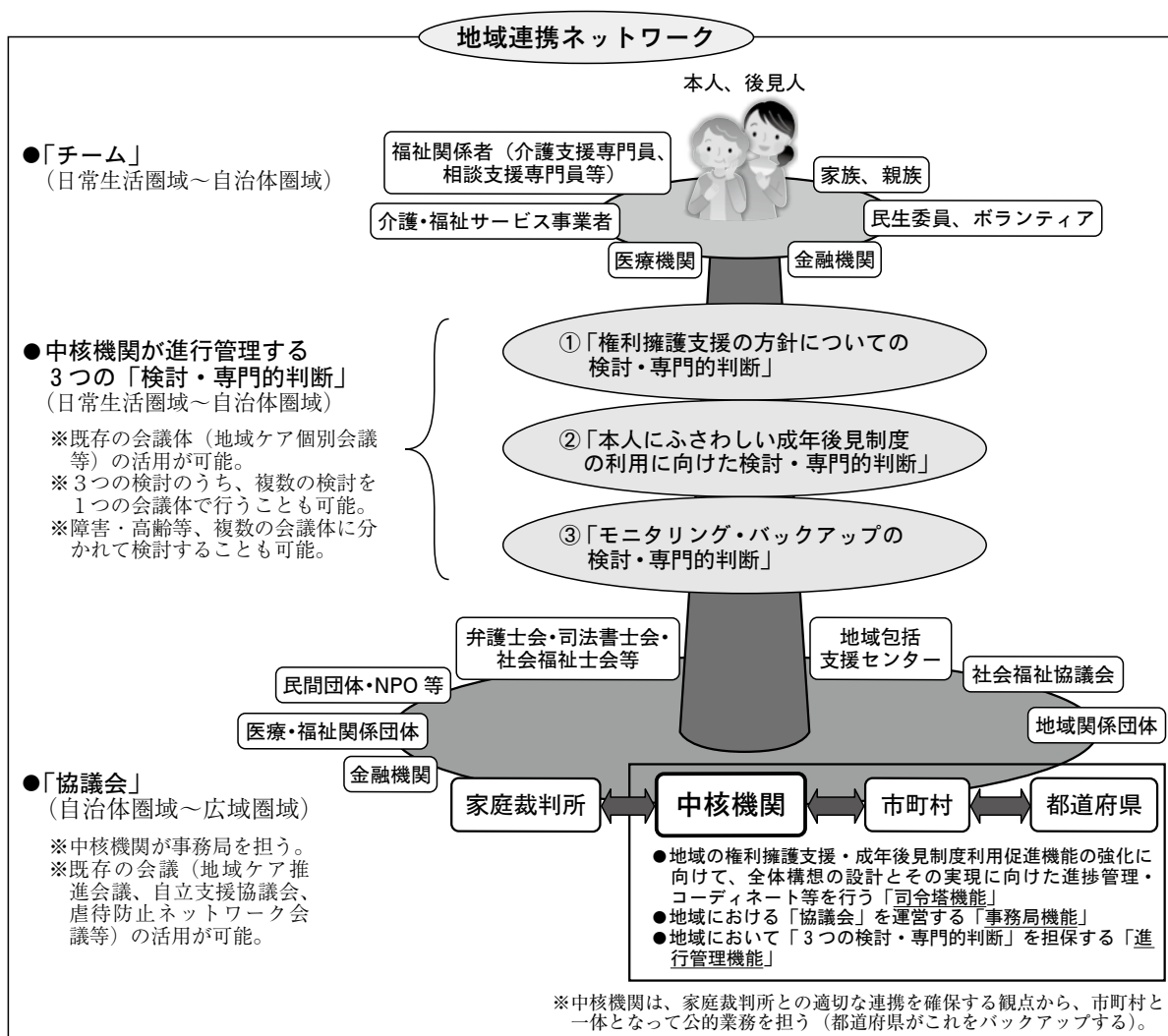
であり、これらを通じ、中核機関は、個別のチーム（本人や後見人と、両者の活動等を身近で支援する関係者）に対する専門職等によるバックアップ（困難ケースのケース会議等を含む）を担保します。これらの検討・専門的判断は、主に日常生活圏域～自治体圏域で行われることが想定されますが、専門性の高い問題等については、更に広域での検討・判断が必要な場合もあると想定されます。

○協議会

協議会は、成年後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。

「地域連携ネットワーク」の機能・役割が適切に発揮・発展できるよう、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する場になります。中核機関がその事務局を務めます。中核機関や地域連携ネットワークの活動をサポートするとともに、それらの活動のチェック機能も担います。主に自治体圏域～広域圏域で設立運営されることが想定されます。

図Ⅱ－１ 地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の連関イメージ



内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」を参考に作成。

地方公共団体が中核機関を設置し、「3つの検討・専門的判断」を担保し、また地域連携ネットワークを構成する関係団体による「協議会」を運営し、施策上の成果を挙げることで、地方公共団体は以下に掲げる法律上の責務を果たすことができると考えられます。

【3つの検討・専門的判断、協議会の設置】

地方公共団体の法律上の責務

○成年後見制度の利用の促進に関する法律第3条第3項

成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

○同法第8条

1. 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。
2. 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

本項では、「ウ. 地域において『3つの検討・専門的判断』を担保する『進行管理機能』」について、詳述していきます。

（2）「3つの検討・専門的判断」における中核機関の役割

中核機関は、関係団体と連携しながら、どのように役割を担うと考えられるのでしょうか。本章では、支援の流れに即して段階を分け、各段階の中核機関の役割と関係機関の役割を、図Ⅱ-2「中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）」にて説明しています。本手引きにおける「支援の段階」は、「広報・啓発」、「相談受付・アセスメント、支援の検討（支援方針検討）」、「成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）」、「後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）」の4段階に整理しています。以下は代表的な支援の流れです。

○「**広報・啓発**」段階では、地域住民、地域の相談機関をはじめ、金融機関や自治体の各種相談窓口等に対し、判断能力の低下に伴って発生しやすい様々な課題やリスクを伝えます。判断能力が相当に低下する前の段階から本人の意思を尊重しつつ、補助・保佐、任意後見制度を含めた成年後見制度の利用が検討できるよう、成年後見制度の仕組み、制度のメリット・デメリット等を伝達します。同時に、成年後見制度の利用を支援する地域の窓口を幅広く周知し、課題を感じた人が適切に相談窓口につながる環境を整備します。

○「**相談受付・アセスメント、支援の検討（支援方針検討）**」段階では、地域の関係者等の気づき、発見により地域の相談支援機関や権利擁護の相談窓口で相談が入り、相談が受理されます。

相談支援機関により、本人の意思決定支援、支援の必要性、適切な支援内容等の検討（ア

セメント）が行われ、身近な地域内で日常的に本人を支援するチームが形成されます。チームの支援方針を決めるケース検討の場において、中核機関が必要に応じて専門職の関与等を支援します。権利擁護に関する支援の必要性や、適切な支援内容の検討など①「**権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断**」が、司法・福祉等専門的な観点より多角的に行われます。成年後見制度の利用が適切と判断された場合には、次の「成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）」段階へと進みます。一方、成年後見制度の利用以外の支援内容が適切と判断された場合であっても、その後もチームが支援に関与し、相談支援機関等が適切にケースのモニタリングを行い、本人の状況の変化に応じて再度支援方策の検討・専門的判断を行うことも考えられます。

また、このモニタリングと支援方策の検討過程は、任意後見契約が締結されている場合には、任意後見監督人選任の申立を促すタイミングに関する判断においても重要となります。

○「**成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）**」段階では、市町村等において②「**本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断**」が行われます。ここでは、支援方針や適切な候補者などの検討、候補者選任後のチームについての検討、申立にあたっての準備・役割分担等が検討されます。本人の利益のために誰が申し立てを行うことが適切か、首長申立の検討の必要性の判断等、本人の支援に関わってきた支援機関や専門職能団体から推薦される後見業務に精通した専門職も検討に入ることが望まれます。候補者推薦に際しては、家庭裁判所と選任のイメージを共有しておくことが求められます。なお、中核機関が法人後見実施団体を兼ねている時には、判断の客観性を担保する観点より、自治体や専門職等の第三者による候補者推薦会議を構成する等の運営上の工夫が望まれます。この検討の後、本人・親族もしくは首長による申立が行われ、家庭裁判所において後見人等の選任が行われます。後見人等選任後、中核機関は、本人を後見人とともに支えるチームを編成する支援を行います。

○「**後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）**」段階では、地域の関係者、地域の相談受理機関等が日常的にチームの構成員として後見人とともに本人の生活を支え、③「**モニタリング・バックアップの検討・専門的判断**」として、チームへの支援内容の検討、本人の能力や生活環境、支援関係者との関係性の変化を把握し、類型の適切性や後見人等に付与されている権限の妥当性の判断の検討も必要となります。類型変更の申立の検討、付与された権限の削除や、新たに必要となった権限の追加、後見人の追加や交代、監督人選任や辞任の判断などの必要性が生じた場合、検討を行います。このような状況において、中核機関は後見人の監督を担う家庭裁判所に情報を提供するなどして連携します。このような機能が果たされることで、不正の防止や後見人等の不適切な実務を是正することが可能となると考えられます。

なお、4つの段階と、国基本計画における4つの支援機能、7つの場面の関係について、本手引きでは表Ⅱ－1のように整理しています。

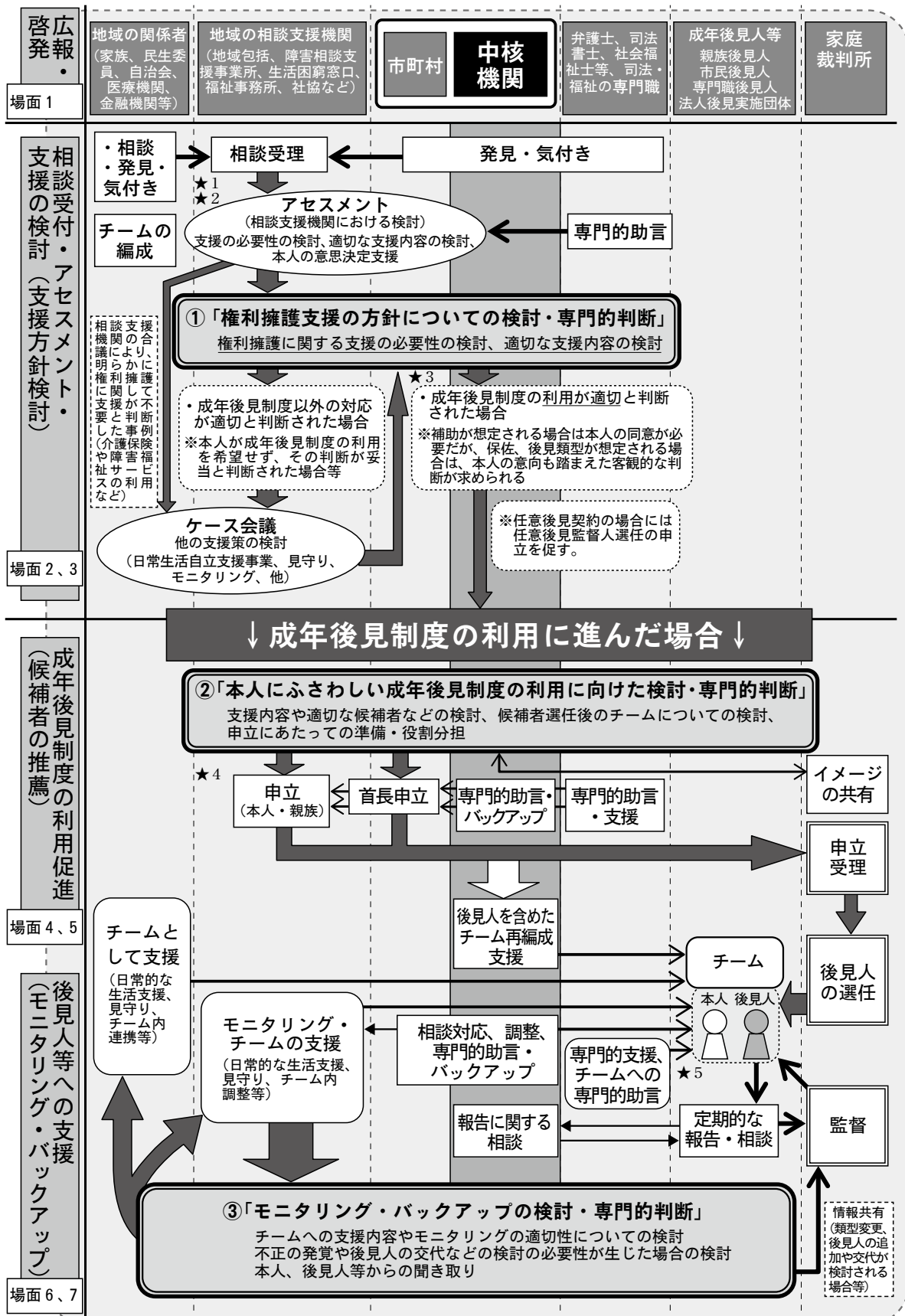
表Ⅱ－1 本「手引き」における「支援の段階」と国基本計画における4つの支援機能、7つの場面の関係性

	支援の段階	国基本計画における 具体的機能等 (国基本計画 P12－15)	国基本計画における 7つの場面 (国基本計画 P3)	本手引き における 該当頁
(1)	広報・啓発	広報機能	・【場面1】制度の広報・周知	P.22
(2)	相談受付・アセスメント・ 支援方針の検討段階 (支援方針検討段階)	相談機能	・【場面2】相談・発見 ・【場面3】情報集約	P.24
(3)	成年後見制度の 利用促進段階 (候補者推薦段階)	成年後見制度 利用促進機能	・【場面4】地域体制整備 ・【場面5】後見等申立	P.26
(4)	後見人等への支援段階 (モニタリング・ バックアップ段階)	後見人支援機能	・【場面6】後見等開始後の継続 的な支援	P.29
(5)	－	不正防止効果	・【場面7】後見人等の不正防止	－

※国基本計画で用いられている（3）「成年後見制度の利用促進機能」には、多様な主体、行為が含まれていますが、本手引きの「支援の段階」区分においては、主に「候補者の推薦機能」について記述します。

※国基本計画における「（5）不正防止効果」と「【場面7】後見人等の不正防止」については、（1）～（4）の各段階における支援機能が全段階で効果的に機能することによってあらわれる効果であることから、個別の段階としては設定していません。

図Ⅱ－２ 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



※ ★1～5は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自治体が多いと想定される過程です。

(3) 中核機関の設置により期待される効果

成年後見制度の利用が必要とされながら利用が進んでいない状態は、図Ⅱ－２のフロー図の各段階において、何らかの要因で機能不全が起きている、または機能が未整備であることが要因となっています。フロー図において、各段階の矢印が「目詰まり」を起こしている状態である、ということができます。

地域に、成年後見制度の利用に関する各段階の機能不全や機能の未整備がみられる場合、中核機関を設置・運営し、中核機関が役割を発揮することで、権利擁護支援の地域連携ネットワークが動きだし、課題を解決したり、機能を整備・回復するなど、フロー図の目詰まりを解消する効果があります。

図Ⅱ－３「中核機関の役割・機能と期待される効果」では、現状でみられる様々な課題が中核機関を設置し、機能・役割が発揮されることでどう解決されるのか、「現状の課題」、「中核機関の機能・役割」、「期待される効果」を例示しました。

図Ⅱ－３「中核機関の役割・機能と期待される効果」



図Ⅱ－３「中核機関の役割・機能と期待される効果」(続き)



※中核機関の役割・機能は、一斉に整備するのではなく、地域内で最も優先順位の高い課題に対応する役割・機能から整備しはじめ、徐々に役割・機能を拡大していく手法が有効と思われます。

※★１～５は、P.19の図の★１～５の過程と対応しています。

※中核機関が調整・進行管理を行います、実務については中核機関と地域の相談支援機関で役割を分担することが考えられます。

② 中核機関の果たす具体的役割

中核機関は、具体的にどのような役割を担うのでしょうか。

支援の各段階でどのような課題がみられるのか、中核機関を設置し、支援機能を発揮することによって課題がどう解決につながるのか、本項では中核機関の具体的な役割を述べます。

また、中核機関を設置し施策上の成果を挙げることと、地方公共団体の法律上の責務についても、各段階において確認します。

(1) 広報・啓発段階【場面1】

①想定される「現状の課題」(図Ⅱ－2、図Ⅱ－3フロー図の「目詰まり」)

- 【本人、家族、住民等】制度が知られていない
- 【包括等相談窓口】制度が知られていない
- 【本人、家族、住民等】成年後見制度に関する相談窓口等が不明確
- 【本人、家族、住民等】相談しても、自治体や家庭裁判所にたらいまわしにされる、等

第Ⅰ章の高齢女性の事例においても、消費者被害、サービスや税金の支払い、退院先の検討等の権利擁護に関する課題があらわれていました。しかし、本人や家族、住民や、身近な支援者が成年後見制度をよく知らない場合、適切な相談に繋がらず、消費者被害や未払いが課題のまま残されてしまう、あるいはさらに被害が大きくなってしまふことが想定されます。

また、本人や身近な支援者が成年後見制度の相談を試みようととしても、窓口がわからずに制度利用をあきらめてしまうと、同じように本人の課題が残されたままとなります。

②中核機関の役割・機能、期待される効果

中核機関を設置することで、地域で研修や講演会等により、成年後見制度に関する周知・広報が行われます。また権利擁護・成年後見制度に関する相談窓口が明確化され、住民や関係機関に対して周知されます。相談機会が増え、相談が行われやすい環境が整います。

中核機関による周知・広報を通じて、本人自身や民生委員などの地域住民、介護支援専門員、相談支援専門員など本人の身近な支援者が、判断能力の低下に関するリスクや課題に気づき、事前に任意後見制度の利用や、本人自身が早い段階から補助・保佐の利用を検討することが可能となります。また、第Ⅰ章の事例のような案件に関わった人が、権利擁護の課題であると気づき、適切な相談窓口に繋がりがやすくなることが考えられます。



参考事例のご紹介

○後見実施機関の活動を通じた「地域後見体制」の仕組みづくりの実践
(品川成年後見センター)

○出張相談によるニーズ把握のための工夫
(北信圏域権利擁護センター、尾張東部成年後見センター)

○多様な対象に対して制度周知を行い、地域の理解者を増やす
(尾張東部成年後見センター)

(詳細はⅢ章 P.75 参照)

【利用者・関係者への制度紹介・情報提供】

地方公共団体の法律上の責務

地方公共団体が中核機関を設置し、施策上の成果をあげるにより、地方公共団体は以下に掲げる法律上の責務を果たすことができると考えられます。

○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」

第 11 条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、（中略）高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

6 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

7 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）」 (抄)

(成年後見制度の利用促進)

第 28 条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」 (抄)

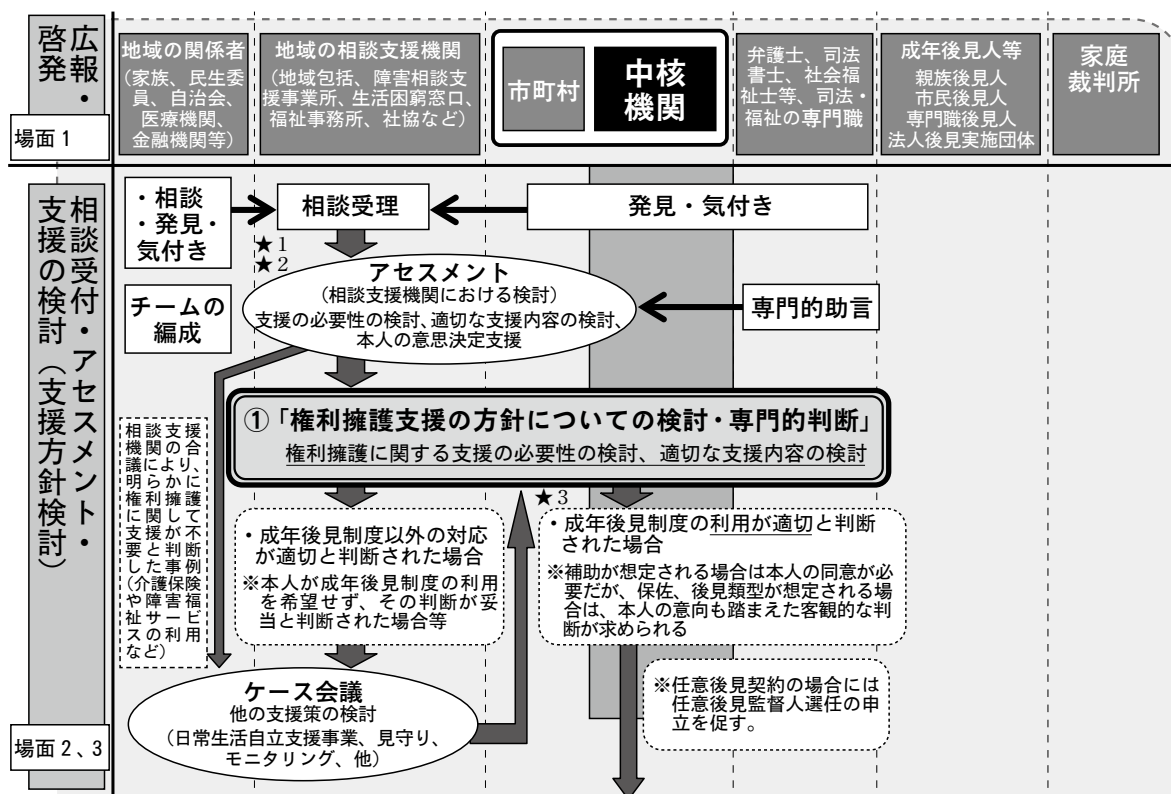
(成年後見制度の利用促進)

第 44 条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

(2) 相談受付・必要な支援策の検討段階（支援方針検討）

- ◎早期の段階からの権利擁護支援の検討開始【場面2】
- ◎成年後見制度利用に向けた利用者ニーズの見極め【場面3】

図Ⅱ－2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



①想定される「現状の課題」(図Ⅱ－2、図Ⅱ－3フロー図の「目詰まり」)

- 【地域の相談支援機関、市町村等】権利擁護の課題に関する法的な支援の必要性がわからない
- 【地域の相談支援機関、市町村等】ケース検討で成年後見ニーズが判断されない（その結果、地域包括支援センター等適切な機関につながらない）
- 【社会福祉協議会等】日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業等において、利用者の判断能力が低下しても、事業を利用し続けている
- 【地域の相談支援機関、市町村等】任意後見契約を締結している本人の判断能力が低下しても、任意後見が開始されない（監督人が選任されない）、等

相談が受理され、相談支援機関によるアセスメント、ケース検討会議等の場で、担当者や会議参加者が法的な課題があると判断することができないと、適切な支援につながらないおそれがあります。

また、相談当初は本人が契約を行うことができた場合も、変化し続ける本人の状況をモニタリングし、判断能力の低下がみられたときには、適切な時期に成年後見制度の利用につなげることが求められます。

これは、任意後見契約締結者についても、地域の相談支援機関等でのモニタリングを通じて、判断能力に変化が見られた場合には、適切な時期に監督人の選任手続きを促し、任意後見を開始することが必要です。

②中核機関の役割・機能、期待される効果

中核機関を設置し、中核機関がコーディネートを行うことで、地域の相談支援機関のアセスメントやケース検討を行う時に法律の専門職や、成年後見制度に詳しい福祉の専門職が参加します。専門職の関与によって専門的な検討・判断が行われ、法的な課題が明らかになり、権利擁護支援に関するアセスメント、成年後見制度の利用に関しても適切な対応が可能となります。

中核機関が、支援方針の検討を担保することで、自治体や支援者、相談機関等が成年後見制度利用に関する方針の判断を行うことができるようになります。必要に応じて市町村長申立の判断も行うことが可能となります。

また、成年後見制度の利用が必要と判断されなかった場合、継続的なモニタリングの結果、判断能力の変化がみられた場合には、再度支援方針の検討を行います。日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業等の利用者についても、適切な時期に検討・専門的判断を行い、円滑な成年後見制度利用への移行を行うことができます。任意後見契約を締結している本人についても、適切な時期に任意後見制度開始ができるよう、タイミング等に関する助言やサポートを継続的に行います。



参考事例のご紹介

○地域の関係機関との重層的なネットワークの構築と多くの会議を通じて
権利擁護に関する支援の必要性を早期にキャッチ
(立川市、地域あんしんセンターたちかわ)

○相談窓口職員に対する研修の実施
(上伊那成年後見センター)

(詳細はⅢ章 P.78 参照)

○権利擁護に関する支援の必要性がないと判断した相談を、本人に適切な支援が行える地域の機関につないでいる
(東濃成年後見センター、他)

○本人の状態に応じた制度利用が行えるような相談窓口体制の整備
(品川成年後見センター)

(詳細はⅢ章 P.79 参照)

【相談受付・必要な支援策の検討段階（支援方針検討）】

地方公共団体の法律上の責務

地方公共団体が中核機関を設置し、施策上の成果をあげるることにより、地方公共団体は以下に掲げる法律上の責務を果たすことができると考えられます。

○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」

第 11 条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、（中略）高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

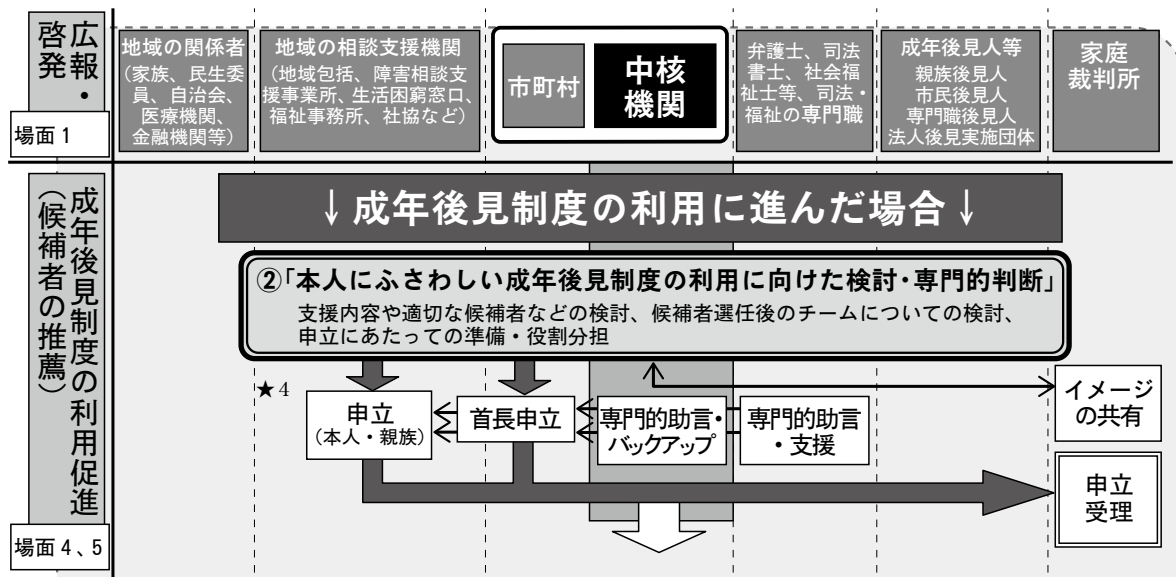
7 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること

（３）成年後見制度の利用促進段階（候補者の推薦段階）

◎本人・親族申立の支援及び市町村長申立を適切に行える体制【場面 4】

◎後見開始に向けた本格調整及び申立の実施【場面 5】

図Ⅱ－２ 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



成年後見制度の利用促進段階（候補者の推薦段階）では、成年後見制度の利用に進んだ場合、個別支援に関与する関係者の合議により、適切な候補者の検討や申立を行います。

①想定される「現状の課題」（図Ⅱ－２、図Ⅱ－３フロー図の「目詰まり」）

- 【本人、家族等】申立書類作成のハードルが高い
- 【自治体】首長申立を行った経験がない
- 【本人、家族、地域の相談支援機関、自治体等】誰を成年後見人等候補者とすればよいのかわからない
- 【自治体等】適切な成年後見人等候補者がいない、少ない、等

成年後見制度の利用が必要であると思われる場合も、成年後見制度の利用を家庭裁判所に申立てるまでにはいくつかのハードルを越える必要があります。

まず、成年後見制度の申立を行うことができる人は法律上限定されていますが、書類作成や書類の取り寄せ等、初めて手続きを行う本人や親族にとっては申立手続きが困難なことも多いと思われます。首長申立についても、経験のない自治体にとっては同様に申立手続き、事務のハードルが高いと覚えることがあるかもしれません。

本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けて、誰を候補者とするのがよいのかの判断が難しいこと、もしくはふさわしいと思われる候補者がいないこと等も、申立ての課題となっています。

②中核機関の役割・機能、期待される効果

中核機関の設置により、窓口で申立に関わる相談が行われることで、申立に関わる書類作成・事務が支援され、申立者は成年後見制度の申立手続きが行いやすくなります。

また、司法に精通した専門職の参加により、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門職判断が行われます。検討・専門的判断に際し、家庭裁判所と中核機関の間で適切な後見人候補者選任のイメージを共有することで、適切な成年後見人等候補者を選ぶことができるようになります。

申立以前の段階から本人と関わってきた福祉・医療・地域の関係者が得ている情報を中核機関が集約し、中核機関が本人の生活環境や財産状況、抱えている課題などを考慮した上で、最もふさわしい後見人候補者を選び、家庭裁判所に推薦がなされることで、家庭裁判所はこれまで以上に本人のニーズに合った後見人等の選任が可能となります。

さらに、成年後見人候補者が少ない地域においては、中核機関が中心となり、市民後見人や法人後見の担い手の養成を行うことができます。



参考事例のご紹介

- 家庭裁判所に対するわかりやすい情報の整理・提供
(尾張東部成年後見センター)
- 市長申立て案件に関する対応フロー図、会議書式の整備
(いわき市権利擁護・成年後見センター)
- 「法人後見受任ガイドライン」を作成し、センターが法人後見を受任する
基準を明確にしている
(尾張東部成年後見センター)

(詳細はⅢ章 P.83 参照)

【相談受付・必要な支援策の検討段階（支援方針検討）】

地方公共団体の法律上の責務

地方公共団体が中核機関を設置し、施策上の成果をあげることにより、地方公共団体は以下に掲げる法律上の責務を果たすことができると考えられます。

○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」

第 11 条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、(中略) 高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

7 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

○「老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）（抄）

(後見等に係る体制の整備等)

第三 32 条の 2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

○「知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）」（抄）

(後見等を行う者の推薦等)

第 28 条の 2 市町村は、前条の規定する審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下、この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

○「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）」（抄）
（後見等を行う者の推薦等）

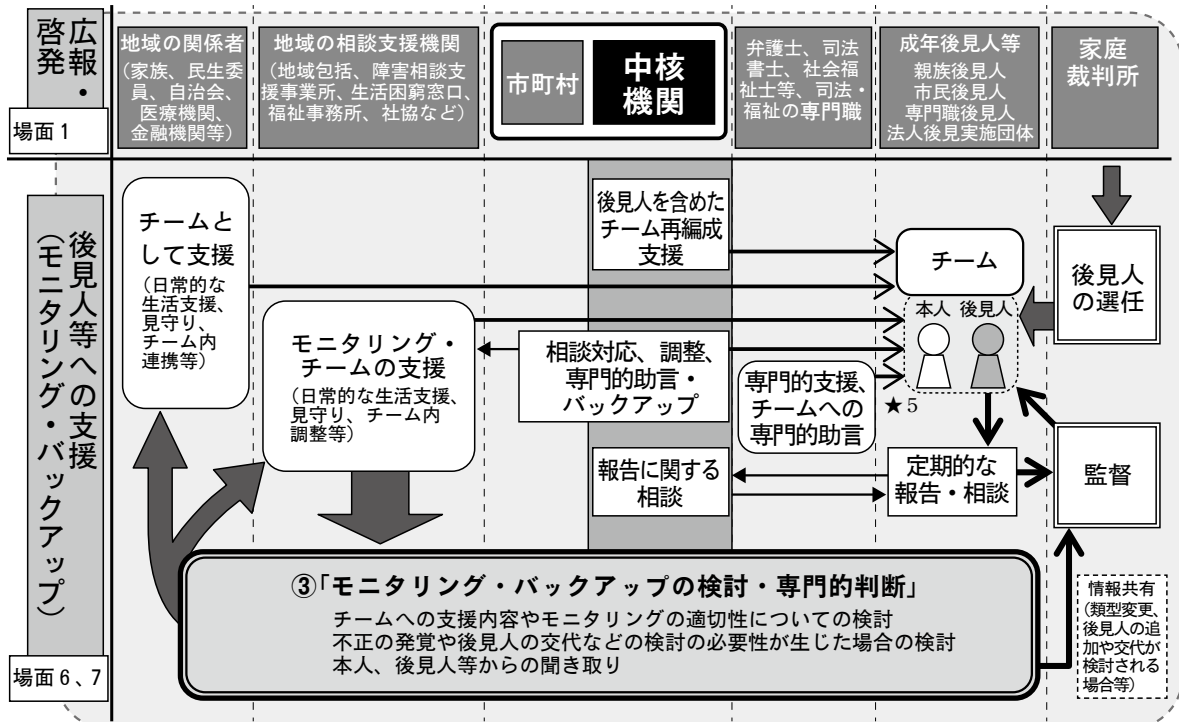
第 51 条の 11 の 3 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下、この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

（４）後見人等への支援段階（モニタリング・バックアップ段階）

◎後見開始後の継続的な支援【場面 6】

図Ⅱ－２ 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



後見人等への支援段階（モニタリング・バックアップ段階）では、家庭裁判所に後見人等が選任された後、本人を支援するチーム体制を再編成するとともに、地域の生活支援機関等により、本人の状態やチームの支援状況等についてモニタリングを行います。本人の状況の変化等に応じ、チームの構成や支援内容を変更するなどの検討、判断を行い、バックアップを行います。

モニタリングを通じて、不適切な事態が確認された場合には、モニタリング・バックアップ会議で後見人の交代等を検討することも求められます。

①想定される「現状の課題」（図Ⅱ－２、図Ⅱ－３フロー図の「目詰まり」）

- 【後見人等】後見人一人では解決できない問題が多い
- 【後見人等】後見活動について不明なことを相談する先がない
- 【家族、後見人等】本人の状態が変化したが、相談先がわからない
- 【本人、家族、地域の相談支援機関等】選任された後見人の活動に疑問な点があり相談したい
- 【後見人等】家庭裁判所への報告書の書き方がわからない、等

家庭裁判所において、成年後見人が選任され、後見活動が開始した後、特に親族後見人や市民後見人等は後見活動において不明なことがある、あるいは本人の状況に変化があっても、相談先がわからず、抱えた問題を解決できないこともあります。それは後見活動に関するバックアップ機関に地域差があるためです。家庭裁判所への報告書の書き方もわからないこともあります。成年後見人としての知識が不十分で相談もできない結果、意図せず不適切な後見活動を行ってしまうことも発生しています。

また、本人や家族、チームに関わる支援者等が後見人の活動内容が適切でないと気づいた場合、どこにどのように相談するのかがわからず、状況の改善につながりにくい現状があります。

②中核機関の役割・機能、期待される効果

成年後見人選任後、中核機関のコーディネートにより本人を支えるチームの再編成が行われ、本人、後見人が連携し、相談できるチーム体制が構築されます。また、成年後見人等が活動上わからないことや、報告書作成等の事務が発生した場合、中核機関もしくは中核機関による専門的支援を受けた地域の相談支援機関に相談し、後見活動のバックアップを受けることができるようになります。

また、チームと地域の相談支援機関が連携し、定期的なモニタリングが行われることで、本人の状況の変化や後見人の果たしている役割等を把握することができます。類型の変更や、後見人の交代等が検討される場合等には、中核機関から家庭裁判所に情報の共有が行われます。

家庭裁判所は、後見人を監督する責務を有しており、中核機関との情報共有に基づいて、後見業務の状況を確認します。後見人が本人の財産を流用しているといった事態が明らかになれば、後見人の解任も視野に検討が行われます。また、親族後見人等が自分一人だけでは対応が難しい課題を抱えている場合には、専門職のサポートを得られるよう後見人の追加選任等が検討されます。

家庭裁判所は、問題状況と本人のニーズに応じて、後見人を解任したり、交代等をさせたりすることによって、本人にとって常に最もふさわしい後見人からの支援を受けられる環境を確保することを目指して状況の把握、判断を行うことになります。



参考事例のご紹介

- 市民後見人への相談対応、フォロー体制の構築
(釧路市権利擁護成年後見センター)
- 成年後見人等サポートの実施
(伊賀地域福祉後見サポートセンター)
- 市民～関係者各層別の実践的研修の実施
(知多地域成年後見センター)
- 支援者育成のための工夫
(尾張東部成年後見センター)
- 市民後見人の育成、フォロー体制の構築
(大阪市成年後見センター)

(詳細はⅢ章 P.86, 90, 91 参照)

【相談受付・必要な支援策の検討段階（支援方針検討）】

地方公共団体の法律上の責務

地方公共団体が中核機関を設置し、施策上の成果をあげることにより、地方公共団体は以下に掲げる法律上の責務を果たすことができると考えられます。

○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」

第 11 条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、(中略) 高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

8 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実に図るために必要な措置を講ずること。

9 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

10 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

○「老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）」(抄)

(後見等に係る体制の整備等)

第 32 条の 2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。